

令和5年(ワ)第977号 除籍処分無効確認等請求事件

原告 東郷ゆう子 こと 角本裕子

被告 日本共産党中央委員会 外3名

## 訴への変更申立書

令和5年9月6日

神戸地方裁判所第4民事部合議係 御中

原告訴訟代理人弁護士 南 出 喜 久 治

(主任) 同 弁護士 木 原 功 仁 哉

頭書の事件について、原告は以下のとおり訴への変更を行ふ。なほ、略語は訴状の例による。

### 第1 訴への変更の趣旨

1 請求の趣旨第1項を以下のとおり変更する(訴への交換的変更)。

「 1 被告日本共産党東灘・灘・中央地区委員会が令和5年8月22日になした除籍決定及び被告日本共産党兵庫県委員会が同月25日になした同決定の承認は、いづれも無効であることを確認する。 」

2 請求の趣旨第2項を以下のとおり変更する。

「 2 被告らは、原告に対し、連帯して55万円及びこれに対する令和5年5月30日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払へ 」

### 第2 訴への変更の理由(請求の趣旨第1項について)

1 本件除籍処分等の内容

被告日共地委は、令和5年8月30日、原告自宅のポストに、以下の連絡文書を投函して、被告日共地委が同月22日付けで除籍処分を行ひ（以下「本件除籍処分」といふ。）、被告日共県委が同月25日付けで同処分の承認をなしたことを通知した（以下、同処分と承認とを併せて「本件除籍処分等」といふ。）（甲8）。

東郷ゆう子様

以下、ご連絡します。

あなたは、自身に関わる不明金問題について、くり返し党機関から説明を求めたにも関わらず、党员として説明に応じないどころか、それに絡めて日本共産党に対し不当な口実で2023年6月30日に訴訟を起こしました。

党内の問題を機関に一度も相談することなしに、党外から訴訟をおこなうなど、党規約を認めない行動であり、党员としての資格を明白に失っており、党規約第11条にもとづき、日本共産党から除籍することにしました。

日本共産党東灘・灘・中央地区常任委員会は、2023年8月22日、東郷ゆう子氏の除籍を決定し、8月25日、兵庫県常任委員会が承認し確定しました。

2023年8月29日

日本共産党東灘・灘・中央地区常任委員会

## 2 本件除籍処分等の無効性

### (1) 党規約11条の内容

本件除籍処分等の根拠となつてゐる被告日共らの党規約11条の内容は以下のとおりである。

第十一条 党組織は、第四条に定める党员の資格を明白に失つた党员、あるいはいちじるしく反社会的な行為によって、党への信頼をそこなつた党员は、慎重に調査、審査のうえ、除籍することができる。除籍にあたっては、本人と協議する。党組織の努力にもかかわらず協議が不可能な場合は、おこなわなくてもよい。除籍は、一級上の指導機関の承認をうける。

除籍された人が再入党を希望するときは、支部・地区委員会で審議し、都道府県委員会が決定する。

### (2) 本件除籍処分等は無効である

ア はじめに

しかし、本件除籍処分等は、①党規約11条の「党員の資格を明白に失った」とはいへず、除籍処分の構成要件を充たさないものであり、②処分内容が明白な事実誤認に基づくものである上、著しく不合理であるから当然に無効である。しかも、③手続面からみて、党規約11条に基づく本人との協議がなされておらず、重大な手続的瑕疵があるから無効である。以下、その理由を詳述する。

イ 原告は被告日共地委の調査に応じる意思を示してゐた

被告日共地委は「あなたは、自身に関わる不明金問題について、くり返し党機関から説明を求めたにも関わらず、党員として説明に応じない」と主張するが、そもそも、灘民商と被告日共らは形式的には別の団体であり、灘民商の業務上の問題を、被告日共らにみだりに口外することは守秘義務違反となるから、仮に被告日共らから説明を求められたとしてもこれに応じるべき党員としての義務はない。

しかも、原告は、被告日共地委の竹田委員長に対し、同人からのLINE（甲3）を受領した後、代理人弁護士を同席させるのであれば被告日共地委の事務所に出向いて説明する旨を再三にわたり連絡し、仮にそれが差し支へるのであれば、被告日共地委より書面により質問があれば書面で回答する旨を連絡してゐたのである（甲9）。

そもそも、原告が代理人弁護士の同席を求めた理由は、竹田氏が送信した甲3の内容によると、説明の席上で灘民商が主張する解雇理由に関する質問がなされることが当然に予想され、仮に原告一人で事情聴取に応じた場合、その説明内容が灘民商との係争において原告にとって不利な証拠として利用されるおそれがあったためである。

党規約55条には「党員にたいする処分を審査し、決定するときは、特別の場合をのぞいて、所属組織は処分をうける党員に十分意見表明の機会をあたえる。処分が確定されたならば、処分の理由を、処分された党員に通知する。各級指導機関は、規律の違反とその処分について、中央委員会にすみやかに報告する。」とあるとおり、処分を受ける党員には意見表明の機会が「十分に」保障されてゐるのだから、原告には代理人弁護士の同席を求める権利があるのに、竹田氏は同席を認めなかつたのである。

このやうに、原告は、一貫して被告日共地委の調査に応じる意思自体はある旨を表明してゐたのであるから、被告日共地委が主張する「党員として説明に応じない」といふ事実は存在しない。

ウ 本訴が「不当な口実」による訴訟とはいへない

また「それに絡めて日本共産党に対し不当な口実で2023年6月30日に訴訟を起こしました」とあるが、「不当な口実」であるかどうかは裁判所が判断すべきであつて被告日共らが判断すべき事柄ではない。

原告には憲法32条に定める「裁判を受ける権利」が保障されてゐるのだから、被告日共地委がその独断と偏見により原告の提訴を「不当な口実」と決めつけ、原告が提訴したこと自体をもつて除籍処分にしたことは、つまるところ原告の裁判を受ける権利を侵害するものといはざるを得ない。

被告日共らは、日常の対外的な政治活動では「憲法を守る」と主張するので、当然のことながら憲法32条に定める国民の裁判を受ける権利を擁護すると主張するのであらうが、いざ党内の問題に至つては、党員の裁判を受ける権利を平然と侵害する反憲法的行為に及ぶ政治団体であり、それが被告日共らの民主集中制（党規約3条）の実態なのである。

エ 「党员としての資格を明白に失つて」あるとはいへない

さらに、「党内の問題を機関に一度も相談することなしに、党外から訴訟をおこなうなど、党規約を認めない行動であり、党员としての資格を明白に失つており、党規約第11条にもとづき、日本共産党から除籍することになりました。」とあるが、ここにいふ「党内の問題」とは何を意味してゐるのか不明であるが、この点を措くとしても、被告日共らに対して訴訟を提起したことが「党規約を認めない行動」とはいへないし、ましてや「党员としての資格を明白に失つて」あるとは到底いへない。

オ 党規約11条に定める協議がなされてゐない

さらに、手続面においても、党規約11条において「除籍にあたっては、本人と協議する。党組織の努力にもかかわらず協議が不可能な場合は、おこなわなくてもよい」とあるが、実際に協議が行はれてをらず、その努力も尽くされてゐない。

前述のとほり、原告は一貫して代理人弁護士の同席を条件として協議に応じる意向を申し出るとともに、それが差し支へるのであれば、書面による質問に書面で回答する旨を申し出てみたのである。しかし、被告日共らは、原告のかうした申し出を一切拒否した上で本件除籍処分等に及んだことは、適正手続の原則に明らかに反し、違法である。

カ 小括

以上のとほり、本件除籍処分等は違法無効である。

### (3) 争訟性の存在

ア 政党が党員を除名処分にしたことが裁判所法3条1項の「争訟性」の要件を充たすか否かについては議論がある。

イ すでに、部分社会の内部自律権に関する判例が存在し、特に、政党が党員に対してなした処分についての判例（最三小昭和63年12月20日判決。以下「昭和63年最判」といふ。）によると、「政党が党員に対してした処分が一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、裁判所の審判権は及ばないというべきであり、他方、右処分が一般市民としての権利利益を侵害する場合であつても、右処分の当否は、当該政党の自律的に定めた規範が公序良俗に反するなどの特段の事情のない限り右規範に照らし、右規範を有しないときは条理に基づき、適正な手続に則つてされたか否かによつて決すべきであり、その審理も右の点に限られるものといわなければならない。」と判示してある。

ウ なお、最大判令和2年11月25日（裁判所時報1757号3頁）は、最大判昭和35年10月19日を変更し、地方議会での出席停止の懲罰の適否は常に司法審査の対象となるとして、部分社会論を排斥した。これは、争訟性の有無を論ずる前提となる論拠としての部分社会論が論理的に崩壊したことを示してある。この部分社会論は、日本国憲法及びその他の法令上に全く根拠を持たないものであつて、「議会の内部規律の問題」であるとか、「一般市民法秩序と直接の関係」があるか否かといふ漠然とした抽象的な概念を用ゐて司法消極主義によつて判断の回避がなされること自体が、違憲違法なものなのである。

エ 最近の裁判例においても、政党の党員が除名処分を受けたことに対する除名処分無効確認訴訟において東京地方裁判所平成23年7月6日判決（判タ1380号243頁。以下「平成23年判決」といふ。）は、昭和63年最判を踏襲して、「政党が党員に対してした除名処分が一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、裁判所の審査権は及ばない。他方、除名処分が一般市民秩序に係る権利利益を侵害する場合であつても、当該処分の当否は、当該政党の自主的に定めた規範が公序良俗に反するなどの特段の事情のない限り当該規範に照らし、その規範を有しないときは条理に基づき、適正な手続にのっとりなされたか否かによつて決すべきであり、審理もその点に限られる。」、「このことは、政党助成法が制定されたことによつて影響を受けるものではない。」と説示してある。

オ しかし、以下に述べるとおり、昭和63年最判がなされた以後において、政党に関する法制度は大きく変化してをり、「一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題」といふ極めて抽象的な意味内容についても解釈の変更を余儀なくされる社会状況が生まれた。それは、平成6年に「政党助成法」（平成6年法律第5号）及び「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律」（平成6年法律第106号。以下「政党法人法」といふ。）が制定され、平成18年には「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」といふ。）が制定され、これに伴って、政党法人法の改正がなされたことによるものである。

カ つまり、昭和63年最判後に、平成6年の政党法人法によつて政党に法人格が付与されたのであるが、被告日共ら（いずれも政治団体）と、平成7年4月12日に法人格を取得した「日本共産党」とは、その実質において同一体とみることができる。

そして、平成18年の一般法人法の制定に伴って、政党法人法第8条は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第4条及び第78条の規定は、法人である政党等について準用する。」と改正された。この一般法人法第78条は、「一般社団法人は、代表理事その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。」と定められてをり、この「第三者」は、当然に「黨員」を含むものである。

キ そもそも、一般法人法は、当該団体の性質と矛盾しない限り非営利の団体に広く準用ないしは類推適用される通則的な法律であつて、治外法権的な特権を肯定する部分社会理論を振りかざして法の支配を逃れやうとする理論は、もはや過去の悪弊であるとして排除されなければならない。

ク さうすると、法人格を有する政党「日本共産党」のみならず、これと実質的に同一の政治団体（権利能力なき社団）たる被告日共らと黨員との間には「一般市民法秩序と直接の関係」が認められるに至つたのである。

ケ 平成23年判決の事案においては、同事件の原告が被告政党（民主党）には政党助成法の適用があり、政党交付金を受けてゐることを主張したに留まり、法人格の付与と、一般法人法第78条の準用により、対外的に損害賠償義務を負担することになつたために、「一般市民法秩序と直接の関係」が生じてゐることの主張がなかつた。従つて、訴訟における弁論主義の制約によつて、この点が判断されなかつただけであつて、昭和63年最判及び平成23年判決を本件にこれをそのまま適用することは到底できないのである。

コ ましてや、昭和63年最判及び平成23年判決の前提に立つたとしても、除籍といふ政党から排除される処分は、単なる「内部的な問題」ではなく「一

般市民法秩序と直接の関係」を生じさせる行為であり、さらに、「適正な手続にのっとりなされたか否かによって決すべきであり、審理もその点に限られる。」とするのであれば、本件除籍処分等は、党規約11条に定める協議の機会を設けておかない点において適正な手続に則ってなされたものではないので、訴訟審理の対象として当然に認められることになるのである。

サ そもそも、部分社会論なるものには、憲法上及び法令上の根拠がない。ましてや、「一般市民法秩序」といふ全く不明確な概念を編み出した上、現実の起きてある「争訟」を「争訟性がない」とすることは、全く根拠のない詭弁の類ひである。このやうな判断は、憲法第13条、第14条、第31条及び第32条により複合的な保障された、公正、平等、公平かつ適正な裁判を受ける権利を侵害するものであつて、排除されなければならないのである。

### 第3 請求の原因の変更（請求の趣旨第2項について）

1 請求の理由第3.「5 違法な権利制限処分による慰謝料等 合計55万円」（7頁）を以下のとおり変更する。

「 5 違法な本件除籍処分等による慰謝料等 合計55万円

原告は、違法な本件除籍処分等により党員としての資格が剥奪され、精神的苦痛を受けたのであり、その慰謝料は50万円を下らない。

また、同慰謝料を請求するに際して必要な弁護士費用は、同慰謝料額の10%に相当する5万円を下らない。 」

2 請求の理由「第6 請求のまとめ」の第1項及び第2項を以下のとおり変更する。

「 1 被告日共地委に対しては本件除籍処分が、被告日共県委に対しては同処分の承認が、いずれも無効であることの確認

2 被告らに対し、連帯して、本件除籍処分等をなしたことによる慰謝料等として55万円及びこれに対する原告が本件除籍処分等を知った令和5年8月30日から支払済みまで民事法定利率年3%の割合による遅延損害金の支払 」

以上